

成年後見制度における困りごとや改善点についてアンケート（有効回答のみ）

列1	成年後見制度の利用ケースにおける困りごと事例	制度上の困りごと	改善点として考えられること	その他（自由記述）
1	成年後見制度に関する情報が聞える人より普段から自然に入る情報が少ない状況であり、権利擁護など抽象的な言葉に馴染みがなく、被後见人等としてのメリットが感じにくく、手話等での説明にも専門性が必要、理解に至るまで時間がかかる例が多い。		社会福祉士会や弁護士会、司法書士等、それぞれの養成カリキュラム等に聴覚障害者や手話への正しい知識を得る機会を必須課目に入れる。	
2	必要と思われる高齢一人暮らしのろう者への対応で、本人が成年後見制度を理解できない事。またそのことを説明できる手話のできる専門家がおらず、専門家達もろう者への理解がなくそのまま放置されている。	制度の利用を希望するろうあ者やその家族が、制度の内容や利用方法を十分に理解していない場合も多く、利用が進んでいない現状がある。	意思疎通の充実、理解の促進。	生活場面で取り残されているろう者がいることは事実。改善を望みます。
3	被後見人はろう学校卒業のろうあ者の高齢女性。市長申し立て。介護老人保健施設入所中。その施設には手話ができる職員はいない。コミュニケーションの課題があり。以前は、被後見人は水を飲んだり、服を破ったり、不穏な動きもあった。子どもが見えるなどの幻視もあるようだが、長谷川式簡易知能評価スケールは使えない。認知度は測れない。不穏な行動があった際は施設から呼び出しや相談も多い。身寄りがなく、実家との関係は皆無。被後見人の亡き夫の墓参りをしたので、被後見人が死亡した際は永代供養塔に納骨予定。葬儀の取り仕切りを誰がするか課題。後見人は手話通訳者（登録は2000年）、社会福祉士であり、日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会会員である。	報酬の申請がなかなか家裁に提出出来てない。年1回の家裁への報告に時間を要す。近くに聴覚障がい者の後見活動をしている後見人はいないと思われる。聴覚障がいの特性も踏まえての相談が出来る人が欲しい。スーパーバイザーがいない。死亡時、葬祭をどうするか課題。	守秘義務のもと、きこえない被後見人についてのケース会議が出来たらと思う。	被後見人の手話言語力が著しく低下した。被後見人の入所の老人保健施設では手話の出来る職員がいない。コロナ禍でもあり、面会ができなかったこともあり、最近、面会に行って、手話で話しかけても手話での返答はなく、声を出される。老人保健施設入所時に全職員を2班に分けて、後見人から簡単な手話単語をお知らせしたり、聴覚障がいの特性について、成年後見人の制度や役割について、講義をした。後見人から研修実施のお願いをした。全通研支部医療班が作成した医療手話単語集を老人保健施設に渡し、被後見人の居室には、手話単語の表も貼ってある。市の専任手話通訳者とも連携し、2人で歯科や眼科受診、転倒して骨折した際に対応している。身寄りがないので、後見人が老人保健施設の第一通報先だが、第二通報先は市の専任手話通訳者としている。ここの老人保健施設は、最初は後見活動にあまり理解がないようであったが、こちらが丁寧に対応したら丁寧に対応してくださるようになった。
4	ろうベースの言う者で、精神病院に医療保護入院している65歳以上の女性。病院の相談員が中心になって支援されているが、必要に応じて、言う者通訳介助員の派遣を利用していただいている。本人の身内が後見人になる場合もあったが、過去を知る人から「年金わらいの可能性があると聞き、相談員に事情を伝えた。相談員は、以前から本人を支援していた社協職員とも連携されて、結果、市長申し立てとなり、受託先はおそらく社協になると思われる。	今回は病院の相談員との連携ができていたので、協議の場には通訳者が入ることができ本人の意思を確認しながら進めることができていた。しかし、制度上必ず通訳者を入れるとは決まっていないので、通訳なしに成年後見が進められるケースもあるのではないだろうか。	必ず手話通訳や言う者通訳介助員を入れると明記し、義務化してほしい。	精神障害や認知症があるろう者に聴者の通訳がただけでは、なかなか制度の内容を理解してもらうのは難しい。ろう者の専門的な相談員がサポートできる体制が整ってほしい。
5	①不就学ろう者（知的障害なし）に成年後見制度を適用。聴覚活用、筆談、手話による意思疎通が難しくジェスチャーでの意思疎通にも限界があり、理解のある後見人だが、被後見人と直接意思疎通出来ない。手話通訳とろうあ者相談員が入り、連携した上で、意思疎通・形成・決定支援を継続。 ②制度や手続きの理解が出来ないため、度々、生活費や手続きなどの支援を要している。理解のある後見人のため、勝手に進めることはしない点はとても良いが、ろうあ者相談員が頻回の要請に応えていく体制を取ることに課題がある。	①身寄りのない高齢者が施設入所を検討する場合、施設側から成年後見人を立てる必要性を説かれる。知的障害もなく、金銭管理も出来、地域で暮らしてきた対象者であるのに、施設入所と共に金銭管理能力がないとみなされることに納得が行かず、体調不良を押して在宅生活を続けている。在宅介護環境も、社会資源がほぼないに等しいため、厳しい。 ②被後見人の個性に合わせた柔軟さが必要。聴覚障害者のみならず、知的障害者や精神障害者であっても、個々判断能力は異なるが、後見人がつたことで、「すべてにおいて判断の出来ない人」という見方になり、意思決定は後見人へ移ってしまう。法的に権利侵害が認められている状況ではないか。 ③実際に困っている本人の希望と、成年後見制度によって支援する制度の範囲に乖離がみられる。 ④人と人のマッチング、コーディネートに課題があると感じる。人と人の相性が合わないことは致し方のないことなのに、1度決まった後は覆せないため、関係性に課題を抱えやすい利用対象者の困りごとを増やす要因になっている。 ⑤後見人を選定する司法には、ソーシャルワーク的なアプローチを行う視点が不足し、ただ専門職を結び付けていく現状からは、報酬を自当てる参加が危ぶまれる。 ⑥そもそも手続きや制度の利用が不得手な方を利用対象としているのに、成年後見制度を利用するために誰かの支援を受けなければ、当人には行えない。煩雑さから、市長申し立てにする事例も存在している印象がある。	①コーディネーター役の改善。成年後見利用が適しているかどうかの判断時から、社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーが関わり、本人に適した後見人の選定を支援する。ソーシャルワーカーであれば、本人の意思決定に寄り添うことを前提に支援することが業務のため、介護支援専門員が制度やサービスを切り貼りするような選択と異なり、人と人を繋ぐことを期待できるのではないかと。 ②直接、共通の言語で意思疎通出来ない場合、意思形成・決定支援の困難性が高まる。聴覚障害者だけでなく、知的障害者や精神障害者の場合、その障害と社会の障害観感、人間関係を良好に保てていないことが多く、したがって、頼れる人的資源が少ない傾向があると想定される。社会資源が少なく、頼れる人を探すには人海作戦となるため、マイノリティは苦慮している。多様性の社会に合わせ、手話による意思疎通が出来る、英語による意思疎通ができる、知的障害分野に明るいなどの専門性を、限定的にでも開示し、見られると良いのではないかと。	①市民後見人制度の利用も進み、研修を受講する市民が増えているが、受講内容に聴覚障害者への理解が説かれたものと解釈できるのは、わずかしかない。個性が高く、意思疎通においても手話通訳を介するしかないケースが多いと想像できるため、介した時点で本人の能力を見立てたり判断したりすることには困難性が伴う。それを理解して関われる後見人は限られ、制度の改善とともに、担い手の育成・養成にも、同時に着手しなければ、根本的な改善とは言えないだろう。 ②ろうあ者相談員として制度利用対象者を支援していると、成年後見人と連携支援することの重要性とともに、聴覚障害当事者の想いを言語化出来る支援者として、ろうあ者相談員が適任であると感じるとともに、必要性を強く感じる。ろうあ者相談員の多くは、自身も聴覚障害があり、生育環境（教育環境）に課題があったことや、大学や講座受講などの資格取得に関して情報保障等、社会的な壁が未だあり、成年後見人となるための資格を取得できる環境が整っていない。成年後見人に適した人材であっても、資格取得に壁があるろうあ者相談員の接遇改善、国家資格化、資格取得環境整備、研修受講の環境配慮を望む。
6	きこえない男性は高齢で身寄りがいないため、成年後見制度を利用している。手続きに1年以上かかった。ようやく裁判所から社会福祉士資格を有する方を紹介してもらい、きこえない高齢者に代わって手続き等全般を担当してくれる。ただ、手話は使えない。きこえない高齢者の意思疎通を正確に伝えるために、手話通訳とろうあ者相談員が間に入って支援している。	同行支援で手話通訳者が必要な時があり、依頼する場合、通訳料がかかるので困っている。	ろうあ者相談員も成年後見制度の資格が取れるようにしてほしい。	

7	後見人から利用者ケースへ、利用者ケースから後見人へ何か伝えることがあるときは、必ず通訳者を介さなければならないこと（通訳者の派遣状況により、すぐ対応ことがある）。	聴覚障害だけでは申請できないこと（聴覚障害の特性により知能指数が低く、成年後見人が必要とするケースもある）	手話のできる後見人を増やすこと、知的、認知症だけにこだわらず、聴覚障害のみでも必要に応じて後見制度の利用ができるよう法の改善。	聴覚障害者の特性について、理解を求める。後見人を利用したほうがよさそうだというケースもいる一方、聴覚障害者に理解のある後見人の数が少ないことから、利用しにくい制度だと感じる。
8	手話が通じにくい・コミュニケーション意思疎通に厳しいケースがある。だからこそ後見制度を利用しているという、身も蓋もない話になるが。	本人の救急・手術等に手話通訳派遣したくても平日。業務終了以外に起きること。	後見人は、手話できることが必須条件。	